

『年金生活者支援給付金 支給金額改定通知書・振込通知書』

<表面>

料金後納郵便

親展

大切なお知らせ

※このお知らせは大切に保管してください

差出人 **日本年金機構**
Japan Pension Service
〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

〒168-8505 東京都杉並区高井戸西三丁目5番24号

矢印の方向へゆっくりはがしてご覧ください。
(水に濡れている場合は、よく乾かしてからおはがしてください)

①年金生活者支援給付金 支給金額改定通知書

(この通知書は、支給金額を証するものですので大切に保管してください。)

令和2年4月分から以下のとおり支給金額が改定されましたのでお知らせします。
なお、改定された支給金額は、令和2年5月(4、5月分)からのお支払いとなります。

給付金の種類 年金生活者支援給付金

基礎年金番号	
--------	--

◎受給者氏名

支給金額(月額)	円
----------	---

令和2年6月1日

厚生労働大臣 印影

(改定内容に関しては、表面②をお読みください。)

②年金生活者支援給付金 振込通知書

以下の金額を、ご指定の金融機関の預貯金口座に振り込みます。
振込は 年 月 から 年 月 までの各債数月に行われます。(表面②の振込予定日をご参照ください。)

給付金の種類 年金生活者支援給付金

基礎年金番号	
--------	--

◎受給者氏名

◎振込先

◎給付金支払額及び振込額

給付金支払額	年 月の振込額	
	年 月	年 月から 月の振込額
円	円	円
調整額	円	円
振込額	円	円

令和2年6月1日

厚生労働省
「官署支出」 厚生労働省大臣官房会計課長 印影

<裏面>

一般的なお問い合わせは
『ねんきんダイヤル』へ

0570-05-1165

●050から掛かる電話でおかけになる場合は
(東京) 03-6700-1165

<受付時間>
月 曜 日 午前8:30～午後7:00
火～金曜日 午前8:30～午後5:15
第2土曜日 午前9:30～午後4:00

※月曜日が祝日の場合、翌日以降の開始日初日は午後7:00まで。
※平日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

お問い合わせ、ご予約の際は、**基礎年金番号**がわかるものをご用意ください。

○代理人(二親等以内)の方からお問い合わせいただく場合は、ご本人の基礎年金番号に加え、代理人の方の基礎年金番号も必要となります。

○休日明けや通知が届いた直後は、非常に電話が混雑します。ご了承ください。

○おかけ間違いには、十分ご注意ください。

来訪相談のご予約は
『予約受付専用電話』へ

0570-05-4890

●050から掛かる電話でおかけになる場合は
(東京) 03-6631-7521

●年金事務所等の窓口で年金請求の手続きや、受給している年金についての相談を希望される方は、ぜひ予約相談をご利用ください。

<受付時間>
月～金曜日 午前8:30～午後5:15

※土日祝日、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

①年金生活者支援給付金額の改定

○年金生活者支援給付金の給付基準額は、物価の変動に応じて改定を行う仕組みとなっており、令和2年度は昨年度の額に対して0.9%の引き上げとなります。(給付基準額は5円以上10円単位に切上げ)

○表面の支給金額は、給付基準額の改定に伴い算出したものです。
【改定後の年金生活者支援給付金額(月額)】

給付金の種類	令和元年度	令和2年度
老齢年金生活者支援給付金	5,000円 ^{※1}	5,030円 ^{※1}
障害年金生活者支援給付金	(1級) 6,250円 ^{※2} (2級) 5,000円	(1級) 6,288円 ^{※2} (2級) 5,030円
遺族年金生活者支援給付金	5,000円 ^{※3}	5,030円 ^{※3}

※1 給付基準額であり、実際の金額は保険料納付済期間や保険料免除期間等に応じて算出されますので、支給金額は0.9%の増額とはなりません。
※2 障害等級1級の場合は、給付基準額を2.5倍した額となります。
※3 2人以上の子が受給している場合は、子の数で割った金額となります。

○年金生活者支援給付金の改定については、日本年金機構ホームページでもご案内しています。

【決定に不服のある方へ】
この決定に不服があるときは、この決定があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に文書又は口頭であなたの住所地の社会保険審査官(地方厚生局内)に審査請求ができます。また、その決定に不服がある場合には、決定書の副本が送付された日の翌日から起算して2か月以内に社会保険審査会(厚生労働省内)に審査請求ができます。
なお、この決定の取消の訴えは、審査請求の決定を経た後でないと、提起できませんが、審査請求があった日から2か月を経過しても審査請求の決定がないときや、この決定の執行等による著しい損害を避けるための緊急の必要があるとき、その他正当な理由のあるときは、審査請求の決定を経なくても提起できます。この訴えは、審査請求の決定(再審査請求をした場合には、当該決定又は社会保険審査会の判決。以下同じ。)の送達を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、国を被告(代表者は法務大臣)として提起できます。ただし、原則として審査請求の決定の日から1年を経過したときは訴えを提起できません。
※年金生活者支援給付金額改定の制度に対する不服は審査請求の対象となりません。

②年金生活者支援給付金の振込予定日

年金生活者支援給付金の支払日は年と同じく原則毎月15日です。ただし、15日が土曜日、日曜日又は祝日のときは、その直前の金融機関の営業日となります。

【令和2年】	6月15日(4月・5月分)	8月14日(6月・7月分)
	10月15日(8月・9月分)	12月15日(10月・11月分)
【令和3年】	2月15日(12月・1月分) 4月15日(2月・3月分)	

(注 意 事 項)

○年金生活者支援給付金の支払額が変更となったり振込先などに変更があった場合は、改めて年金生活者支援給付金振込通知書をお送りいたします。

※年金生活者支援給付金は、年金と同じ口座にお振込みしますので、年金の振込口座を変更する場合は、年金生活者支援給付金の振込先も変更となります。

『調整額』欄の見方

年金生活者支援給付金の通払い金を毎月の支払いからお返しいたいたく場合、又はさかのぼって年金生活者支援給付金をお支払いする場合にその金額を表示しています。

このような場合はお手続きが必要となります

次のいずれかに該当する場合は、年金生活者支援給付金は支給されません。このような場合は、必ず届出・手続きが必要となりますので、「ねんきんダイヤル」にご相談ください。

- ◎日本国外に転居したとき
- ◎刑事施設等に拘禁されたとき
- ※手続きは不要ですが、年金が金額支給停止となった場合も年金生活者支援給付金は支給されません。